

編輯局報情

週報

號日六十二月三

第三三號 昭和十六年三月二十六日發 郵務總局認可 (每週一回水曜日報行)

新法律解說

船舶保護法
船舶統制法
木材統制法

百三十五億貯蓄目標達成へ
武器貸與法をめぐつて

五錢



露光量違いにより重複撮影

事変解決 押し 堅持せよ 鐵石の團結

(第二三三號)
三月十六日

- 船舶保護法について……………二
- 百三十五億貯蓄目標達成へ……………三〇
- 國民政府成立一周年に際して……………三七
- 木材統制法について……………三三
- 晋南、宜昌、江西の戦況……………三六
- 支那方面海軍作戦の戦果……………三六
- 神宮關係施設整備事業……………三三
- 第三回勞務動態調査……………三六
- 米國の武器貸與法について……………三〇

週

三月十五日(金)
 ▼泰、佛印調停經過と戦況を貫、衆議院本會議で説明 ▼神兵隊事件全報告に刑免除の判決
 ▼南昌周邊の激撃退戦を展開 ▼反樞輔國援助に全力を盡す
 三月十六日(土)
 ▼いかなる國の援助も效なしとヒトラー總統、米大統領の演説に應酬
 三月十七日(日)
 ▼西尾前支那派遣軍總司令官、帝都に凱旋 ▼皇軍、高安を攻略 ▼ベルギーの排日暴動事件解決につき情報局發表
 三月十八日(月)
 ▼海軍航空隊、一時間に互り重慶を猛爆 ▼絲價維持費に更に二千萬圓の融資を決定 ▼大政翼賛會、翼賛訓を制定發

表す
 三月十九日(火)
 ▼武器貸與法に基づく七十億ドル米下院を通過 ▼勞働軍議調停機關として國防調停局新設の旨米當局發表
 三月二十日(水)
 ▼大湖西南地區に新作戦展開 ▼海軍航空部隊遂寧急襲(四川省) ▼價格形成中央委員會、石炭買入販賣、價格設定基本要綱決定(四月九日) ▼改正國家總動員法施行 ▼翼賛會改組に關し、近衛首相、四參議と會見 ▼獨伊農業協定成る
 三月二十一日(木)
 ▼大政翼賛會全國地方支部有志協議會、軍人會館に開催、宣貫決議を行ふ ▼皇軍上高(西作)を占領、大激戦を展開

誌

週

報

露光量違いにより重複撮影

事変解決を押し 堅持せよ 鐵局の團結

(第二三三號
三月二十六日)

船舶保護法について……………二

百三十五億貯蓄目標達成へ……………〇

國民政府成立一周年に際して……………七

木材統制法について……………三

晉南、宣昌、江西の戦況……………六

支那方面海軍作戦の戦果……………六

神宮關係施設整備事業……………三

第三回勞務動態調査……………六

米國の武器貸與法について……………〇

週

三月十五日迄

▼泰、佛印調停經過と戦況を觀
▼參院本會議で説明、▼神兵隊
事件全被告に刑免除の判決

▼南昌周邊の敵軍退却を展開
▼反糧輸國援助に全力を盡す

▼ルーズヴェルト大統領演明
三月十六日
▼いかなる國の援助も效なしと
ヒトラー總統、米大統領の演説
に應酬

三月十七日
▼西尾前支那派遣軍總司令官
帝都に凱旋、▼皇軍、高安を攻
略、▼ベルの排日暴動事件解
決につき情報局発表

三月十八日
▼海軍航空隊、一時間に互り重
砲を猛撃、▼精價維持費に更に
二千萬圓の融資を決定、▼大政
翼賛會、翼賛訓を制定發

表す

三月十九日迄

▼武器貸與法に基く七十億ドル
米下院を通過、▼勞働爭議調停
機關として國防調停局新設の旨
米當局発表

三月二十日迄
▼太湖西南地區に新作戦展開
▼海軍航空隊遂撃急襲(四川省)
▼價格形成中央委員會、石炭買
入販賣、價格設定基本要綱決定
(四月九日)

▼改正國家總動員
法施行、▼翼賛會改組に關し、
近衛首相、四參議と會見、▼獨
伊農業協定成る

三月二十一日迄
▼大政翼賛會全國地方支部有志
協議會、軍人會館に開催、宣言、
決議を行ふ、▼皇軍士高(江西作
戦)を占領、大殲滅戦を展開

間

日

誌

週

報



船舶保護法とは

海軍省兵備局

近代の戦争は、著るしく國家總力戦の形態をとつて來たが、帝國の現状は單に戦争遂行の上だけでなく、また國民生活維持のためにも、海外資源に依存する點は極めて大きい。従つて海外通商の確保は、まことに重大な意義を有することとなつたのである。

この狀況は世界列國とも大體同様であつて、一度開戦と

なれば、戦争目的達成のため全面的に相手國の海上通商の破壊を企圖することは必然と考へなければならぬ。さきの世界大戦や現在の歐洲戦争に見ても、今後ますます大規模に又複雑に通商破壊戦が行はれることは明らかである。帝國が戦時又はこれに準ずる事變、或ひは第三國間の交戦等によつて通商上脅威を感ずることは國家死活の問題

であつて、海軍としては力を以てこれを保護しなければならぬが、これ等の複雑多岐な事態に對處するためには、従来のやうな方法では十分にその目的を達することはできなからぬ。

海軍が通商保護を實施する手段としては、歐洲諸國の實情を見ても、或ひは海軍兵力を以て直接船舶を護衛するとか、所要海面を制壓して間接に護衛に當るとか、或ひは各種の情勢に對應して船舶に對し所要の指示命令を與へる等によるのであるが、この場合、保護を受ける船舶が海軍の意圖に協力する状態を保ち、行動することが絶対的條件である。この行動を適切にするには、是非とも平時から船舶自體即ちその設備、乗組員に對する準備指導を必要とする。本法は右に述べた趣旨を骨子としたもので、その要點は

- 一、船舶保護の必要あるとき、すなはち戦時、事變又は第三國間の交戦等の場合に船舶保護の要あるとき、海軍官憲は船舶保護上に必要な命令を爲し得ること
- 一、運航業者又は船舶所有者に對し、船舶の設備又は乗組

員の整備に關し、關係大臣と協議の上船舶保護上必要な命令を爲し得ること

一、船舶保護上必要あるときは、所要事項に關し報告を徴し、又は船舶その他必要な箇所に入つて検査せしめ得ること

等であつて、これに所要の罰則並びに本法適用の範圍を規定したものである。以下その大要を解説してみよう。

第一條 本法ハ戦時事變其ノ他ノ場合ニ於テ帝國ノ通商航海ニ脅威ヲ受ケ又ハ受クルノ虞アルトキ敵襲其ノ他ノ軍事的危害ニ對シ船舶ヲ保護スルヲ以テ目的トス。

本條は本法の目的を明らかにしたもので、戦時、事變その他の場合に、我が國の通商航海に脅威を受けたり又は受ける虞れのあるとき、敵襲、機械水雷その他の軍事的危害に對して一般船舶を保護することを目的としたものである。

第二條 海軍官憲ハ戰時事變其ノ他ノ場合ニ於テ船舶保護上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ運航業者、船舶所有者又ハ船長(船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ對シ船舶ノ航海、碇泊、通信、裝備、乗組員、乗客、積荷其ノ他ニ關シ臨機必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

本條は船舶保護を實施すべき時機と實施事項に關する規定で、實施の時機は戰時、事變、その他の場合において船舶保護上必要なときとなつてゐる。戰時、事變の際は無論のことだが、外國間で交戦してゐる場合でも、交戦國が交戦權を不法に行使したため、船舶の保護を必要とするやうな事態を惹き起すことも豫想されるのである。實施事項として、海軍官憲は定められた命令によつて運航業者、船舶所有者または船長(以下船長とあるは、船長に代つてその職務を行ふ者を含む)に對して航海、碇泊、通信、裝備、乗組員、乗客、積荷その他に關して臨機必要な指示を出すことが出来ることになつてゐる。

この航海、碇泊は商船隊の編制區分、錨地、出入港、日時航路又は航行海面、速力、行動等を含み、通信は、無線電信電話、信號その他一切の通信を適當に管制して保護の目的を達しようとするものである。本項に關連して船長と無線局長との關係について、世上往々誤解があるやうだが、この際この關係を明確にしておく必要がある。

國際電氣通信條約附屬の一般通信規則第十一條に「移動局ノ無線電營業務ハ指揮者ノ最上權ノ下ニ置クコトアリ」とあつて、無線局長は船長の最上權の下に服するのである。従つて船舶無線電信局長又は主席無線通信士に對し、船長は本項の海軍官憲の發する通信の管制に關する指示に基づいて、電波の發射禁止とか特定の電報以外の電波の使用禁止等を命令出来るのである。次に裝備とは保護上必要な、比較的簡易な諸設備であつて、大體船舶自體で實施出来る程度のものである。また乗組員に關する事項とは、自衛上必要な船員を増員するとか、機密を保持する點から適當でない者、或ひは重要航路

に就航する船舶の乗組員として不適當な者等に對しては船員を交代させる等である。

乗客、積荷については、これ等の中に機密保持上或ひは戰時禁制品等の船舶保護上問題となるものがある場合には、乗船又は搭載の禁止制限をすることが出来る。

その他といふのは、保護の目的を達成する上に必要な事項、例へば燈火の管制、乗組員の諸訓練等を意味するのである。

要するに、船舶保護の實施に當つては、臨機にこれ等の諸事項を適當に指示して保護目的の達成を容易にしようとするものである。なほ本法のいはゆる海軍官憲とは、命令に規定される筈であるが、大體海軍大臣、鎮守府司令長官、艦隊司令長官、要港部司令官、獨立艦隊司令官、地方在勤海軍武官及び船舶保護の任務を有する海軍官憲(例へば阪神海軍部)等である。

第三條 海軍大臣ハ戰時事變其ノ他ノ場合ニ於ケル船舶保護ノ爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ運航業者又ハ船舶所有者(船舶製造ノ注文者ヲ含ム以下第

四條第一項ヲ除クノ外之ニ同ジ)ニ對シ船舶ノ設備又ハ乗組員ノ整備ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得
海軍大臣前項ノ命令ヲ發シ又ハ同項ノ指示ヲ爲サン
トスルトキハ關係各大臣(朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ヲ含ム)ニ協議スベシ

本條は戰時、事變その他の場合における船舶保護のため平時から行ふべき必要な準備に關する規定であつて、海軍大臣は必要のあるときには、命令の定める所によつて運航業者又は船舶所有者(船舶製造の注文者を含む。以下第四條第二項及び第七條中の船舶所有者も同様である)に對し船舶の設備又は乗組員の整備に關し必要な指示をなし得ること、並びに海軍大臣が右の命令を發し又は指示をするときには、豫じめ關係各大臣と協議すべきことを示してゐる。尤も外地では朝鮮總督、臺灣總督及び樺太廳長官も協議することになるのである。保護上必要な船舶の設備といふのは、編隊航行設備(回轉命令機、回轉指示機、速力通信機、測距儀、霧中浮標見張設備(望遠鏡)、通信設備(船尾信號燈、方向信號燈、手旗信號機、海軍艦船と通信可能の無線電信器)、自衛

設備（發煙器、防雷具取付孔）等であつて、これらの中には船舶自體では實施不可能なもの或ひは實施し出來るとしても頗る困難なものもあるので、平時から豫じめ運航業者又は船舶所有者に對してこれらの設備を實施させて置く必要が生じて來るのである。

船舶所有者に船舶製造の註文者を含めてゐるのは、前述の設備中には船舶製造の際施工することによつて業者の負擔を軽く出來るものがあるからである。

乗組員に對しても、平素から隨時に商船隊運動とか通信法、自衛法その他船舶保護上必要な教育指導を行ふと共に、所要要員に對する準備を講じて置かないと、所要の時機に通商上優秀な適當の船員を得ることが出來なくなるからである。

以上は平時行ふべき準備であるが、船舶保護のために必要な軍事的準備であるので、これを海軍大臣の所掌としてあるが、船舶には通信省その他の省と關係のあるものがあるので、海軍大臣が右に關する命令を規定しまたは必要な指示をする際には、豫じめこれを關係各大臣と協議し、

密接な連繫を保つことにしてゐるのである。

第四條 海軍官憲ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ指示ニ係ル事項ニ關シ必要アルトキハ運航業者、船舶所有者若ハ船長ニ對シ報告ヲ爲サシメ又ハ船舶其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ檢査ヲ爲スコトヲ得
海軍大臣ハ前條第一項ノ指示ニ係ル事項ニ關シ必要アルトキハ運航業者若ハ船舶所有者ニ對シ報告ヲ爲サシメ又ハ當該官憲ヲシテ船舶其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

本條は前三條の實施に必要な船舶その他の状態の調査又は檢査に關する規定である。すなはち、海軍官憲は命令の定める所によつて第二條の指示に係る事項に關して必要のあるときには運航業者、船舶所有者若しくは船長に對して報告させ又は船舶その他の必要な場所に立入つて檢査をし得ること、並びに海軍大臣は第三條第一項の指示に係る事項に關して必要あるときには、運航業者若しくは船舶所有者に對し報告させ、または當該官憲が船舶その他の必要な場所に立入つて檢査をし得ることになつてゐる。

船舶保護を實施する以上、または保護上必要な設備に關して指示をする以上、船舶その他の状態、設備の状況或ひは乗組員の軍事的能力に關して報告または臨檢によつて、その内容を調査し檢査することは當然のことである。

第五條 第二條又ハ第三條第一項ノ指示ニ從ハザル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條には第二條の規定によつて海軍官憲が行ふ船舶保護上必要な臨檢の指示、または第三條第一項の規定による平時から海軍大臣が船舶保護の目的達成上行ふ指示に違反した者に對する罰則を規定してある。

本條の違反行為の主體者は、第二條の關係では運航業者、船舶所有者または船長で、第三條第一項の關係では運航業者または船舶所有者であることは勿論である。なほ本條の違反行為は故意犯であることを要することは當然で、過失による違反行為は處罰されない。

第六條 船長ヲ第二條ノ指示ニ依リテ爲ス職務ノ遂行ヲ妨ゲタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ同條ノ規定ニ依ル臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第二條の規定による海軍官憲の指示を受けた船長がその指示による事項を實施する際に、乗組員等がこれを妨げるやうなことがあれば、船長に對する指示は實效を期し得られないので、船長の右指示による職務の遂行を確保する必要から、本條第一項の規定を設けてこのやうな行為を處罰することにした。

第二項は第四條の規定による報告をしなかつたり、虚偽の報告をしたり又は海軍官憲の行ふ臨檢檢査を拒み、妨げ若しくは忌避する行為の罰則を規定したもので、適正な報告又は官憲の完全な實情檢査がなければ、十分な船舶保護は出來ないからである。

第七條 運航業者又ハ船舶所有者ハ支配人其ノ他ノ代理人又ハ船長其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第五條又ハ前條第二項前段ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ

自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

本條はいはゆる轉嫁ノ規定で、運航業者又は船舶所有者はその業務の主體である關係上、その業務の遂行に當つては支配人その他の代理人又は船長その他の従業者に對して、違反行為をしないやうに監督上の責務を負ふものと解すべきであるので、これらの従業者が第五條又は第六條第二項前段の違反行為を運航業者又は船舶所有者のために爲る意思で行つて、その行為が一般に運航業者等のために爲されたものと認められるときには、本人が指揮した場合でなくとも、罪責を負ふべきものとしたのである。この場合に事實行為をなした行為者は處罰されない。

第八條 第五條及第六條第二項前段ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス、但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本條は運航業者又は船舶所有者が法人であつて、第五條又は第六條第二項前段の違反行為をしたときには、現行刑罰制度上、理事、取締役等その法人の機關であるものが刑事上の責任を負ひ、運航業者又は船舶所有者が未成年者（營業に關して成年者と同一の能力を有する未成年者は除く）又は禁治産者であるときには、これらの者が無能力者である關係上、その法定代理人が刑事上の責任を負ふべきことを明らかにしたものである。

第九條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

前二條の場合とは、事業主がその機關又は従業者の違反行為に對して責任を負ふ場合（第七條）及び法人、未成年者又は禁治産者等の違反行為に對してその法定責任者が責任を負ふ場合（第八條）を指すことは勿論であるが、以上の場合には一般に他人の行為に對して罪責を負ふことになるので、第五條又は第六條に規定した懲役刑を科すことは酷に失すると認め、罰金刑に限ることとしたのである。

第十條 第五條及第六條第二項前段ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行為ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行為ニ付亦同ジ

本條は本法施行地内に運航業者又は船舶所有者である法人の本店若しくは主な事務所があり、又は法人以外の個人の住所がある場合に、法人又は人に對して第二條若しくは第三條の指示をなし又は第四條の報告を求めたときに、本法施行地外にある支店等で違反行為の行はれ得ることは、船舶關係業務の特質上容易に想像されるので、これに對しても第五條及び第六條第二項前段の罰則を適用することにした。

第十一條 本法中運航業者又ハ船舶所有者ニ關スル罰則ハ國又ハ道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ニハ之ヲ適用セズ

本條は運航業者又は船舶所有者に關する罰則は、國又は道府縣、市町村その他の公共團體には性質上適用すべきものではないので、その趣旨を明らかにしたものである。この規定はその半面に、國、道府縣、市町村その他の公共團體が運航業者又は船舶所有者である場合にも當然本法第二條又は第三條の指示に従ふべきことを示してゐる。従つてこれらの船舶の長は違反行為があれば處罰されることになるのである。

第十二條 本法ハ陸海軍ニ屬スル船舶ニ付テハ之ヲ適用セズ

本條は本法の適用を受ける船舶の範圍に關する規定であつて、陸海軍に屬する船舶には適用しないことになつてゐる。本法は海軍に屬する船舶を對象としなないことは勿論であるが、陸軍に屬する船舶に對しても別個の護衛法を講ずるので、本法の適用範圍外に置くのを適當とするのである。なほ陸海軍に屬する船舶とは、元來陸海軍が所有する船舶及び現に陸海軍が徴發、傭入中等の船舶を意味する。

百三十五億目標達成

昭和十六年度の貯蓄目標と計畫

十五億圓と決定し、また同時に新年度の奨励基本方針も決定、發表されたのである。以下明年度の貯蓄目標と計畫について述べてみよう。

百三十五億の新目標

この緊迫した時局に即應する明年度豫算は、未嘗有の大豫算といはれた昭和十五年度の、いはゆる百億豫算を遙かに超えて、純計百二十二億圓となつた。これは即ち、大東亞共榮圈の確立といふ大きな理想の實現に邁進してゐる現下の我が國の姿をうつしてゐるものといへよう。ところで、この國費は第一に租税で、

今議會に昭和十六年度の豫算や、今後大體一ヶ年間に使用する臨時軍事費豫算が出そろつた頃、すなはち去る二月の中頃から、國民の關心がひとしく明年度の貯蓄増加目標額に向けられ、明年度の目標額は一體どの程度に決まるのであらうか、またどの程度に決めなければならないだらうかといふことが、各方面で熱心に論議されるやうになつた。明年度のいろいろの状況からみて、國民貯蓄の重要性が資金蓄積の側としては勿

論、インフレ対策として痛感される。また、これに關聯して國民の生活態勢についても切實な關心が拂はねなければならない。

毎年、帝國議會における次年度豫算案の審議に當つて、當然問題となる貯蓄増加目標額も、正式には政府が、國民貯蓄奨励委員會に諮問して、その答中に基づいて決定することになつてゐるが、今年は去る三月七日にこの委員會が開會され、その答中によつて貯蓄増加目標額は百三

百三十五億は可能

約六十億圓を合せた百三十五億圓は、何としても國民貯蓄によつて蓄積し供給されるより道がないのであつて、この資金の圓滑な供給こそは我が國の財政經濟全體を支援なく運轉させるために缺くことの出来ないものである。そこで、明年度の貯蓄目標額は百三十五億圓と決定されたのである。

このやうに、貯蓄増加目標額は大體資金の必要額を計つて決定されたとはいへ、同時に、この貯蓄の實現によつて、巨額の政府資金の撒布から起らうとする通貨の膨脹を抑制し、いはゆる悪性インフレーションの發生を未然に防ぎ、豫算の實行は勿論、國民生活の安定を圖る上に重大な役目を果すものである。

貯蓄の目標は年と共に飛躍してゐる。八十億圓から、百億圓、百二十億圓とのし上つて來たが、明年度は更に百三十五億圓に引上げられた。そして過去三ヶ年の実績を顧みると、初年度はいろいろの事情もあつて七十三億三千餘萬圓の増加であつたが、第二年度は百二億二百萬圓の成績を收めてゐる。また第三年度に當る今年度は、昨年四月から十二月までの九ヶ月間の実績についてみると、すでに前年度一ヶ年間の成績をさへ凌ぐ百三億六千餘萬圓といふ結果が現はれてをり、その後の撓まぬ努力によつて、百二十億貯蓄は既に突破することは確實である。

第二は官業や官有財産収入等で賄ふが、何しろ百二十二億圓といふ龐大な經費であるから、約六十九億圓は國債を發行して賄ふよりほかにない。しかもこのほかに、鐵道、通信、外地の各特別會計で事業公債約六億圓を發行する豫定だから、これを合算すれば明年度一ヶ年間の國債發行豫定額は約七十五億圓に達するのである。

また一方この大豫算の實行に伴ふ物資の確保を圖り、且つ、日滿支の綜合經濟力を自給自足の水準にまで引上げるための生産力擴充資金は、昭和十五年度と同様約六十億圓程度を要する見込である。

右の國債消化に要する資金約七十五億圓と、生産力擴充に要する資金

兎角の議論は暫くおき、この目前の事實に鑑みても、國民が固い覺悟を以て滿腔の協力をなす限り、また今後新しい構想によつて撓まぬ努力が続けられる限り、如何に目標額が飛躍しても、明年度の百三十五億貯蓄を達成できるものであると確信する。

しかし、この百三十五億圓を假りに一億國民に割當ててみれば、一人當り一ヶ年約百三十五圓といふ大きな額に上る。そこで、一面所得を増加させる方法を考案すると同時に、他面この難局の打開に挺身當るだけの覺悟が必要であると思ふ。

貯蓄の認識が先決

貯蓄運動が大國民運動として展

開され「億一心」となつてその目標に向つて精進してゐるのは、貯蓄の使命が時局の克服と最も重大な關係にあるからである。我が國が大東亞共榮圈の確立に一路邁進してゐる以上、高度國防國家體制の確立も焦眉の急務となつてゐる。これは確乎たる財政經濟の基礎の上になければならぬことはいふまでもないが、この經濟力の維持發展のため、資金はいはば身體における血液にも譬へられるものである。この血液は主として貯蓄によつて造られるといつてよい。貯蓄運動が愛國運動であり、貯蓄は國民が一人残らず擔ふべき責務である所以である。

思ふに、事變勃發以來の國債發行總額はこの二月末までに實に百八十

五億圓に達してゐる。更に明年度には明治、大正を経て昭和八年頃までの永い間に累積した國債額に匹敵するやうな巨額な國債が僅か二ヶ年間に發行されようといふのである。經濟力の著るしく増大した今日でも、この消化は、なまやさしい問題ではない。若し消化額が十分でなく、金と物との調和が著るしく失はれるときは、いはゆる悪性インフレーションに踏みこむ危険が生ずる。この状態から固く護らねばならない。さうしてこれを護るものは國民貯蓄の實行である。

明年度の運動方針

過去三ヶ年の貯蓄運動の經驗は生きた經驗である。この經驗を生かし

て、又この經驗を頼みて、今後の運動を完璧ならしめなければならぬ。そこで、今度決定された明年度の國民貯蓄獎勵要綱には、従來採つて來た方策を繼續實施し、特に昭和十五年度において強調された源泉貯蓄の勵行、能力貯蓄の徹底或ひは貯蓄の持久繼續等に力を注ぐことは勿論として、更に明年度において特に力を注ぐべき六項目を掲げて一段と引上げられた目標額の完遂を期することとなつた。以下項目を追つて大體の説明を加へよう。

國民貯蓄組合の整備擴充

貯蓄組合は、貯蓄獎勵運動開始以來その核心として普及發達を圖つて來たが、だいたひ良好な成績を収めて

ゐる。すなはち、組合数は内地だけでも昨年九月末現在で五十一萬餘といふ多數に上り、組合員も三千四百萬人、その貯蓄現在額は十五億圓を超えてゐる状況で、組合を自己體が貯蓄實行團體として、特に大衆購買力の吸収に大きな働きをしてゐるばかりでなく、全體の貯蓄増加の上にも大きな推進力となつてゐる。今議會で新たに國民貯蓄組合法案が成立し、法律に根據を置いて指導監督の途が講ぜられることとなつたが、同時に従來専ら組合長等一部の人の牽引によつて運行されてゐたこれらの組合に對し交付金が配付され、また或る一定の條件に適つた組合貯蓄には免税の特典が與へられる等、事變下における貯蓄實行團體としての

性格が明瞭にされるに至つた。そこで、今後はこの法律の運用と相俟つて國民運動の見地から、一段とその整備擴充を圖つて貯蓄増強の上更に大きな勢力としたいのである。來年度においては組合貯蓄の實行を全面的に強化し、少くとも従來の貯蓄の増加額の倍加を期すこととした。たゞこゝにいふ倍加とは、一律に貯蓄額を倍加するといふ意味ではない。道府縣とか、或ひは一市町村内で不十分なものは適當に是正し、各個の組合でも、一人一人の能力を考へて貯蓄額を引上げ、全體として倍加の目標に達することを旨途としてゐる。

この運動については、全國民が何れかの貯蓄組合員として、いはば國

民全體の動く運動であるが、従来貯蓄奨励実行委員の任にあつて活躍してゐる人々は、この際組合のよき相談相手となつて更に一層の努力を續けていたゞきたい。そして未だこの種の制度のない市町村にあつては、早急に實施し全國歩調を揃へることが望ましく。

貯蓄標準の適正化

今日の貯蓄は國家的要請に基づくものであつて、一億民洩れなく實行することが國民の責務とされてゐるが、しかし貯蓄の能力はみなそれ〴〵異つてゐる。そして、その異つた能力に應じて出來得る限り實行するところに眞の時報分擔の意義がある。しかし又、所得の種類によつても貯蓄に振向け得る程度が異つ

てゐる。例へば、月々の一定給料や賃金に比べると、賞與や臨時手当の方が貯蓄に振向け得る程度が大きいといつてよい。金の賣却代金や、用品等の處分代金等は稀な例外を除いては、殆んど全額を貯蓄に振向け得ることであらう。また木業から生ずる収入よりも副業収入や雑収入は、心掛け次第で高率の貯蓄をしても苦痛は少い。ところが依然として申譯的な低い一律の貯蓄がかなり多いやうに見受けられる。部落や隣組では殊に収入の大小によつて貯蓄額の差を設けることが乏しいやうである。

昭和十五年度に「能力貯蓄の徹底」といふ一項目を奨励の重點に加へたのであるが、明年度にはこの視角を少し變へて、出來るだけ細目に互つて貯蓄標準に検討を加へてその適正

を期し、個別的指導と相俟つて、いはゆるお義理貯金や申譯貯金といふ芳ばしくない名稱の二掃に努めた。尤も貯蓄標準を定めるためには表面的な率はかりでなく、地方經濟の事情は勿論、前述のやうな各般の事情を考慮しなければ本當の適正を期することが出來ないので、十分な考察を加へることが大切である。

浮動購買力の吸収

いはゆる浮動購買力は經濟上に種種の惡原因となるので、極力吸収することに努めなければならないが、これは人々の心掛けといふ點も大切であると共に、懐にある僅かな金であつてもこれを便宜に、手輕に貯蓄に振向けるやうな設備や方法を

備へることが肝要である。すなはち銘々が心掛けて、たとへ僅かのお金でも速かに貯蓄に向けることが出來たらそれに倣ふことはないのであるが、それがためには、小額であつても貯蓄できる道が手近に開かれてゐることが大切である。

従来から、郵便貯金や簡易生命保険、或いは信用組合貯金や貯蓄銀行預金等は右の働きをなし、また小額國債の郵便局賣出し、貯蓄債券や報國債券の賣出しが、事變以來特にそれぞれの魅力^{魅力}を以て國民に迎へられ、いづれも相當の成績を収めてゐる。なほ貯蓄組合も亦この方面に團體力を以て實效を擧げてゐるのである。これらの方法は今後とも繼續して實施され、經濟の健全な發達のために、その本領を發揮するだらう

が、明年度は更に手輕に貯蓄が出來るやう、従来よりも一段小額の債券の發行が關係方面で計畫されてゐる。また郵便切手貯金の制度も復活することとなつたから、これらが實施の際には、その趣旨を十分に汲み、家庭でも職場でも、大いに利用してほしい。

なほ、近時物資の關係や配給の關係で現金取引が著しく増加し、商取引においても、日常生活の方面においても相當多額の現金が使用されてゐることは想像に難くない。この結果、民間に滞留してゐる通貨の額が増大し、勢ひ浮動購買力に移行する虞れがあるので、これを防止する必要がある。同時に資金が金融機關に集まり、十分な資金活動に資すること考へなければならぬ。そこ

で、これらの實現に當つては特に各金融機關の全幅の協力が要望される。

勤勞強化と貯蓄の勵行

貯蓄は消費節約と相表裏するものであるために、やゝもすれば消極的なものに考へられ勝ちであるが決してさういふことはない筈である。生産を増大して所得を増やし、これを貯蓄に振向けるといふことは最も望ましい貯蓄である。勤勞を強化し生産部門に活用することは、物資の確保を圖る上に大切なことであつて、その結果収入が伴へば、この収入を貯蓄に振向けることは一石二鳥の奉公をすることとなる。勿論勤勞の強化によつて直ちに所得の殖えない場合もあらうが、今日の事態に鑑み、努めて餘剩勞力を生み出すことに

努め、これを生産的方面に向け、例へば集團的作業とか、空閑地利用とか、新たに副業を興すとか、農村方面も都市方面もそれらの事情に應じて新工夫を凝らしていただきたい。

金融機関の活動強化

今日いふところの國民貯蓄の大部分は、金融機関に集まつてくる。そして今日まで、各金融機関の協力を得てゐることはいふまでもない。しかし國民の間には貯蓄をしたいと思つても貯蓄する金融機関が近所にならぬとか、又はそれらの仕事の都合上、自分の自由になる時間には何處の金融機関も閉つてゐるため、つひ知らず／＼の間に貯蓄の機会を逸してしまふことになるといふ聲もあり、また第一線に立つて貯蓄の

勸奨に當つてゐる各金融機関の人々の間にも考究する餘地のある問題があらう。これらの諸點をめぐつて合理的な對策を見出すことも困難ではなからう。

また今度制定された國民貯蓄組合法の實施に伴つて、貯蓄組合を通過する預金については、或る一定の條件でその利子につき免稅することとなり、また貯蓄銀行以外の銀行にでも貯蓄銀行業務の一部を行ひ得ることとなるので、これ等の諸點の周知と活用についても協力してほしい。

貯蓄に對する障礙の除去

貯蓄の増強を圖るためには、正面から貯蓄實行の諸方策を講ずると共に、側面から貯蓄の障礙となるやうな事柄を除去することが大切であ

る。物價政策の確立、貨幣價值に對する信頼の確保、或ひは消費節約の體制の強化等は何れも貯蓄實行上だけなく、戰時經濟體制の全面的強化の見地からも是非必要な事柄である。これらにつき、國民に心理的動搖を與へるやうな言動は、各方面の指導的地位にある人々の協力よつて一掃するやうに努める必要がある。

以上述べたやうに、まづ戰時貯蓄の認識を深めると共に、右の諸方策に従つて貯蓄に邁進し、明年度も是非増加目標額の突破を期したいと思ふ。それには一億國民が足並揃へ各般の部門の積極的協力によつて全國に貯蓄網が張られ、隣組でも職場でも、互ひに勵まし合ひ、貯蓄運動の全面的推進を圖りたいと思ふ。

國民政府成立一周年に際して

發展途上の國民政府

支那新中央政府の誕生日は昨年三月三十日、近く一周年を迎へようとしてゐる。南京國民政府がどんな経路を辿つて組織され、どんな主張をもつて出發したかは、昨年三月から四月にかけて「週報」紙上で詳しく報ぜられたところであるが、これに對し過去一ケ年間、重慶政權はあらゆる中傷、暴行などをもつて南京政府の發展に妨害を加へて來たが、眞の國民幸福を指標とし、決死の覺悟で立ちあがつた汪精衛氏及びその同志等は、それらの妨害をもつてもせず高き理想の線に沿つて一踏邁進を續け、順調に發展を遂げつゝあることは慶賀の至りである。

翻つて重慶側の情勢はどうであるか、敗戦の苦杯を滿喫し、國共相剋に悩み、物資なかなづく食料の不足に悶へ、

無謀な抗戦を續けて力盡き、良民に塗炭の苦しみを認めさせ、どの方面から見ても將來への希望なく、既に文字通り命且夕に迫る窮地に陥り、僅かに援蔣國家群の應援に餘喘を保つてゐるに過ぎない。しかもその應援なるものは、關係列國が東亞における不當不正な權益を保持するがために、蔣介石一味を第一線に立てて東亞新秩序の建設を阻止しようとする陰謀である。こんな形勢で重慶政府に對する國民の怨嗟は日と共に加はり、軍事も政治も全く行詰つてしまつてゐる。これは何の不思議もなく當然落着くべきところに向つてゐるのであつて、思慮經驗に乏しい青年を煽動し、間違つた抗日思想を吹込んで誤つた愛國心をそ

つたがために、一時は空気がついてゐたが、今や一般支那國民は漸次反省して『抗戰必勝』の愚を覺り我が國の誠意を知つて、日華提携による支那の復興が最も賢明であり、

支那の進むべき唯一無二の道であることが次第に判つて来たのである。

南京政府は過去一年間に全力を盡くして、一面日華の提携による支那の復興、東亞の興隆を『和平運動』の名において提唱し、一面日滿兩國との間にこれを實踐に移して、内に國民の支持が盛上り、外に國際的信用を厚くして、支那の中央政權としての地位が確立するに至つた。しかし當局は、まだ重慶側の惡宣傳の影響が一掃されるに至つてゐないので、實績を通じて間違つた考へをもつ者を覺醒させなければ、との堅き決心の下に奮勵努力を誓つてゐる。この精神、この意氣こそは誠に頼母しい限りといはなければならぬ。

過去一年間の事蹟

顧みて過去一年間に南京國民政府は何をして来たか。それを一々詳しく説くことは限られた紙上では出来ないが、簡単にその要領を月別にして取上げて見よう。

三月 三十日、新政府組織の嚴肅な典禮を舉行して宣

言・政綱を發表し、中央政治委員會の第一回會議を開き、華北政務委員會の成立を公表した。

四月 二日、國民政府の各機關が公務處理を開始し、六日、各地の軍隊に即時停戦せよとの命令を發した。八日、汪院長は飛行機で華北視察の途に就いた。十二日、汪院長は廣東視察に向つた。十七日、汪院長は武漢視察に向つた。二十三日、阿部大使が南京に到着した。三十日、行政院會議で工場受取委員會設置（日本側管理中の工場を還附することになつた結果）を決定して、梅思平氏を委員長に任命し、日本が眞に支那の興隆を希望してゐることの例證が提供された。

五月 十日、廣東省政府成立の儀式を舉行した。國民政府は、陳公博氏を答禮使に任命して日本に派遣することに決した。

六月 四日、陳答禮使一行南京に歸る。五日、中央政治委員會會議で華北政務委員長王克敏氏の辭職を聽許し、王揖唐氏を後任に決定した。十三日、外交部長褚民誼氏聲明を發表して各交戰國軍隊の駐屯撤退を求めた。十九日、傅上海

市長は各交戰國領事に公文書を送つて各國駐屯軍の迅速撤退方を求めた。二十七日、中央政治委員會で憲政實施委員人選案を決定した。

七月 二日、國民政府は蔣伯誠、吳開先等叛亂分子八十三名の逮捕令を發した。五日、日華條約締結交渉を開始した。二十八日、中日文化協會が成立した。

八月 三十一日、日支國交調整に關する最終會議を開き阿部、汪兩國代表嚴肅に交渉妥結確認の挨拶を交換した。

九月 二十九日、外交部は英國大使に劉公島（威海衛附近の島）に對する英國の權益は満期に達し、支那は期限延長の意志なき旨を通知した。

十月 十三日、南京において三國同盟結成祝賀大會を舉行した。三十日、我が國の紀元二千六百年祝典への參列代表團長趙毓松氏は南京を出發。

十一月 五日、行政院會議で陳公博氏を上海市長に任命し、陳耀東氏を廣東省政府主席に任命する件を決定した。八日、國民政府は上海佛租界第二特區法院及び江蘇高等法院第三分院を正式に接收した。二十四日、東亞聯盟中國同

志會を結成した。二十七日、汪代理主席は蔣介石に對し電報を發して全面的和平に關する忠告を試みた。二十八日、中央政治委員會と行政院の聯合會議で汪精衛氏を國民政府主席に任命の件を決定した。二十九日、汪主席の就任式を舉行した。三十日、南京において日華兩國全權は兩國間基本關係に關する條約、同附屬議定書並びに附屬議定書に關する兩國全權委員間了解事項に調印し、次いで日滿華三國全權は日滿華共同宣言に調印を了した。

以上を以て帝國政府は汪精衛氏を首理とする中華民國國民政府を正式に承認し、中華民國國民政府は滿洲國を承認し、滿洲國政府は中華民國國民政府を承認したのである。（昨年十一月三十日帝國政府公表、詳細は十二月四日號の週報に掲載されてゐる）

十二月 四日、上海西部地區の越界道路警察權協定が成立した。十二日、中央政治委員會會議で褚民誼氏を駐日大使に任命の件、周佛海氏を行政院副院長兼任の件、徐良氏を外交部長に任命の件を決定した。十三日、日本が還附した軍艦九隻の讓渡式を威海衛において舉行し、劉公島に海軍

要港部を設置した。十四日、中國共和黨の全黨員が國民黨に入黨する旨の通電を發した。十七日、興亞建國運動本部及び大民會が國民黨に合流して、發展的解消を宣言し、汪氏を中心とする團結が強化した。十九日、中央政治委員會議で中央儲備銀行設立の件を正式に決定し、周佛海氏を同行總裁に任命の件も決定した。二十日、赴滿答禮特使徐良一行が滿洲に向つて飛んだ。二十七日、本多大使南京に至り翌二十八日汪主席に國書を捧呈した。

一月 六日、南京の中央儲備銀行本店が開業した。同行は開業當日預金二千萬圓、舊法幣及び軍票と新銀行券との兌換額七百萬圓に上る好成績を収めた。十五日、滿洲國初代の駐華大使呂榮寰氏は汪主席に國書を捧呈した。

二月 一日、昨年十一月以來東亞聯盟中國同志會を中心として展開されてゐた支那側の東亞聯盟運動は、同志會を解消して新たに東亞聯盟中國總會を設立し、汪精衛氏を會長に推して、(一)政治獨立、(二)經濟合作、(三)軍事同盟、(四)文化交流の四大原則を綱領とし、東亞共存共榮の

共同目的達成に邁進することになつた。五日、昨年五月廣東に設立された廣東江防司令部は、自らの努力と我が海軍の援助とによつて着々整備されてゐたが、その陣容は既に我が海軍から貸與してゐた軍艦三隻の外に更に一隻の貸與を受けて合計四隻となつた。

十三日、江北地區における抗日戦線の一翼であつた遊撃副司令李長江は民衆を犠牲とする抗日戦の非を覺り、部下三萬を率ゐる汪主席の和平陣營に投ずることになり和平通電を發した。よつて南京政府軍事委員會は同部隊を改編して第一集團軍とし、李長江を總司令に任命して江北方面の第一線に配置した。同日、中央政治委員會議で魏斌氏を立法院副院長に、梅思平氏を浙江省政府主席にそれぞれ任命する件を決定した。

二十五日、二十二日新京に着任した國民政府の初代駐滿大使廉隅氏は皇帝陛下に國書を捧呈した。

右のやうに國交、内政、軍事、財政などの上で急激な發展を遂げ、重慶側をして異常な恐れを抱かしめるに至り、更に今後の躍進が期待されてゐる。

國民政府の將來

汪主席は元且に當り熱烈な所感論文を發表したが、その中に「重慶が氣息奄々たる際に帝國主義者は財布から惡錢一億元、一千萬磅を投出したため、直ちにまた徹底的抗戰を高く叫び出した。中國人の生命は眞にかやうにして帝國主義者に賣渡され、東亞の團結はかやうにして妨げられてゐる。昨年一ヶ年は中日兩國は邦交の調整に忙しかつたが、この調整の意義は従前の一切の仇冤を解消して今後は友となつて結びあひ、帝國主義に對して共同防禦することになつた。中國側からいへば、これは國民革命の目的を完成し中國の自由平等を圖ひ取るものであり、東亞の見地からいへば復興であつて、この二つはその實一つの事柄である。昨年一ヶ年は邦交調整條約締結のために力を盡したのであるが、今年の一ヶ年は邦交調整條約の實現に移るべき年である。故に余は中華民國三十年は、將に劃期的の一年たうとしてゐる」と説いた。

これを通じて南京國民政府が日滿華三國共同宣言の意義を具體的に實現しようとする熱意と希望にみち、英米が如

何に將政權に援助を與へても問題ではないといふ確信のほどがうかがはれる。この方針と、この氣魄は、國民政府の前途洋々たるものと思はしめずにはおかない。また「

の一年は實行が重點であることは上述の如くであつて、我等は實行の責任を負擔しなければならないが、我等は先づその實行の力量を檢討する必要がある。我等は赤手空拳で和平運動をやつてゐるが、これは決して稀なことでも不思議なことでもなく、一切の革命事業はすべて創造によるもので、換言すればすべて赤手空拳で獲得されるのである。我等は和平運動の前途に對して信念をもてば自然に勇氣が出て来る。これがすなはち力量であつて、我等は是非信念を堅くしなければならぬ。さうすれば勇氣は自然に火の如く燃え、泉の如く湧き出る」と述べてまだ力の充實してゐないことを認識すると共に、堅い信念を抱き萬難を排して進む勇氣を出さなければならぬとの自覺と決意がうかがはれる。これは全く事變の現段階を正當に認識し、荆の道を開拓して進まうとする覺悟の發露であつて、これが故に國民政府は力強く盛上りつゝあるのである。



木材統制法について

木材の重要性

木材は國家社會生活と非常に密接な關係のある物資であることは勿論であつて、大部分が一般建築物、家具等に供されてゐることは御承知の通りである。しかしながら、木材の用途はそれ以外に非常に多岐に亘つてゐるばかりでなく、國防各種産業の基本資材として非常に重要な地位を占めてゐるが、特に事變勃發以來、時局の進展に伴つてその用途はますます複雑多岐となり、需要量も増加してその重要性は非常に増大した。すなはち、木材は軍需用材として極めて重要な資材であるばかりでなく、現在我が國が自給自足を必要とする製紙、人絹、人造纖維の原料としてのパルプ用材のほか、増産を必要とする石炭、その他礦物資源を生産する上に缺くことの出来ない坑木用材を初めとして、枕木用材、電柱用材、車

輛用材、船舶用材、または各種の包装用材等としての需要量は著るしく増加し、従つてその供給を確保することがいよゝ重要となつてきた。

木材需給の趨勢

このやうに木材の需要は増加してきたが、その需要を數字で説明すると、昭和五、六年頃の消費量は約七千萬石、輸出量は百五十万石程度であつたのが、昭和十四年には、消費量は實に約一億石に上り、輸出量も一千四百萬石に増加した。そして國內消費の増加や輸出量の激増は、事變勃發以後東亞共榮圈における大陸建設事業に要する木材の輸出が、その主要な原因であることを知るとき、この需要の増加趨勢は、一面國力の増大を意味すると共に、他面東亞共榮圈確立の絶對的使命からいつて、今後なほ相當長期に亘つて繼續するものと考へなけ

ればならない。

これに對して木材の供給状況をみると、昭和五、六年頃の我が國木材の生産量は約六千萬石、輸入量は約一千万石程度であつたが、事變以來米材、南洋材等の外國材の輸入は年と共に激減したのである。しかしながら、生産量は昭和十四年には實に約一億一千万石を突破したのである。これをみても、需要の激増と輸入材の激減に對處するために、我が國の森林資源は相當な貢獻をなすと共に、負擔の増加をみたことが分るのである。しかし、最近の生産状況やその見透を考へると、木材の價格統制、森林の計畫的經營の實施により、更に又、勞働力の不足や木材の生産に必要な資材の減少等、幾多の生産上の不利な條件が重加されて來てゐるので、昨年邊りを轉機として漸く増産趨勢は停止し、逆に減産の徴が感ぜられるのである。

木材統制法制定の趣旨

以上のやうな状況に處して、どんな困難と闘つても國家が絶對に必要なだけの木材は必ず供給してゆける

やうにしなければならぬので、これについても低物價

政策の方針に則つて適正價格を堅持しなければならぬ。この木材の生産の確保と需給の圓滑と、價格の公正を圖るといふことは、實に現下の我が國として緊要缺くべからざる要件の一つである。換言すれば、政府では既に軍需用材、生産力擴充用材等に重點を置いて、その出材の圓滑を指導獎勵してゐるが、現在の公定價格制度の下で、一定の生産限度で激増する需要を國家的見地から公平に充足するためには、従來の生産、製材、集荷、配給等の機構では實效を十分に擧げることがますます困難であると思はれるので、今回新たに林業、木材業を通じて關係各機構を整備して木材の生産を計畫的に行ひ、その確保を圖ると共に、需要重點主義で確實に集荷、配給の出來るやうにしたいといふのが三月十八日公布された木材統制法制定の趣旨である。

木材統制法の内容

第一には、新たに林業者、出材者、製材業者、木材配給業者、木材大口需要者等の協力によつて、中央に全國

を一九〇とした日本木材株式會社を設立し、また地方には林業及び木材業事情の共通した數道府縣の區域に一社宛合計十數社の地方木材株式會社を設立することである。

この中央と地方の兩會社の關係は、親子のやうな有機的な關係を保つて、その運営の妙を發揮しなければならぬが、親會社である日本木材株式會社は輸移出入關係等、木材の全國的な需給に關する業務のほか、その資金と信用力を以て子會社である地方木材株式會社に投資し、更に融資を行ひ且つ現在入手に最も困難な生産資材の配給や、或ひは子會社では困難と思はれる業務、或ひは子會社間の需給や價格調整上の操作等に當り、子會社は親會社の指導の下に地方毎にその生産の第一線に立つて立木の買入や伐採、木材の買入や販賣、製材等の業務に直接當るものである。従つて子會社は、重要用途に振向ける木材の生産の確保と配給の圓滑を使命とするものであつて、林業、木材業の融合一體をその根本基調とし、生産會社の性格を力強く擔ふものである。従つて中央及び地方の兩會社は、合理的分業の下に自らその職能を異にしてゐるのであつて、その間に屋上屋を重ねるや

うなことの無い機構を樹立するものである。

右の場合に、兩會社と既存の木材業者、製材業者との關係やこれに對する對策は、關係業者は相當の範圍で一面、會社の出資者となると共に、これと一體となつて吸收されるほか、會社の下部にある協力機關となることとなるが、他面、會社の取扱はない木材に關しては、既存の業者の活動に俟つことが大きい。この運営には、組合組織等の整備を圖り、經營の合理化に努められたい。

殊に消費地の木材業者や製材業者の統制は、これ等の者が産地業者と合一して地方木材株式會社自身を構成し、一方生産機關であると同時に配給機關となることが必要であるが、單なる配給部面についていへば、地方木材株式會社に準ずる株式會社又は組合等によつて、木材の前線荷受配給統制機構を整備することになるのである。

第二に、木材の賣買又はその代理若くは媒介業、製材業や木材を原料若くは材料として使用する業務を行はうとするものに關する許可制度である。これによつて、他業からの轉入その他、無統制的に業者の増加することを

防止し、木材業者の安定を圖ると共にその經營の合理化を圖らうといふのである。

第三に、木材の需給調整上必要がある場合、立木の所有者や木材の生産、販賣又は輸移入を業とする者に對して、その所有する立木や木材を適正な價格で地方木材株式會社又は日本木材株式會社に賣渡し、又はその販賣の委託を爲すことを命じ得ることとした。殊に立木については、その立木が既に伐採の時期に達してをり、且つ軍需その他主務大臣が指定した重要用途に絶対必要である場合、林業者と會社との間の協議が調はず、施業案又は立木伐採計畫に基づく地方長官の伐採の勸奨にも應じないといつたときだけ、主務大臣がその所有する立木を適正な價格で會社に賣渡すことを命ずることがあるのであつて、この點は特に勅令で手續を規定し、運用上慎重を期して對處することになつた。この命令の發動に當つては、所有權を尊重し、愛林の念に苟も不安の念を生ぜしめないやう極めて慎重を期し、國土保安の見地から萬遺憾なきを期す方針である。

第四は、木材の需給調整上の必要に應じて、行政官廳

が木材の使用又は消費する者に對して、適切な使用又は消費の制限又は禁止をなし得ることとしたことである。この點についても、十分その運用に注意を拂ひ無理のないやうにする方針である。

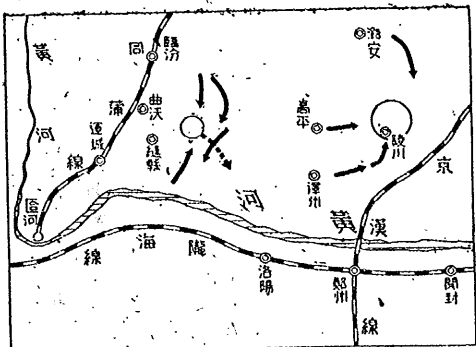
以上のやうな趣旨と内容で木材統制法が制定されたわけであるが、木材の生産の確保、木材の需給の調整や價格の公正を圖るといふことが木材政策の基本であるから、これは軍官民一體となつて進むのでなければ、たゞ單に本法の運用だけでは十分に成果を收めることは出来ない。木材の需給の調整は、本法の施策を進めて行く場合に、主として木材の生産の確保如何にかゝつてゐるのであつて、これについては政府としても國有林、民有林を開發するために、相當大きな經費で林道網を擴充強化して行くだけでなく、森林資源の培養のため、國土保安のため大造林の計畫の實施すると共に、過伐、早伐を抑制するために森林施業の編成等に専ら意を致してゐる。

農林省山林局

晋南宜昌、江西の戦況

大本營陸軍部

晋南方面



山西省東南部陵川地區に蟄居してゐる敵第二十七軍を撃滅すべく、航空部隊協力の下に、去る三月五日を期して潞安、高平、澤州より行動を開始した井闕、長野、片山、池上、芳松等の我が精銳部隊は、七日以後、陵川及び敵軍司令部の所在地である安陽村附近の敵大部隊を三方向より攻撃してこれを東南

宜昌方面

方へ潰亂させた。又一方、絳縣東方の山岳地帯に蟄居して蠢動を續けてゐる敵第十五軍を斷乎胸脅するたため、九日から攻撃の火蓋を切つて落した我が軍は、北方から有寓、池田、江口等の部隊、西方から竹田、山口、上田等の各部隊が相呼應して逐次敵據點を攻略、十三日には敵の本據である曹家山に包圍圈を壓縮した。このため、敵は十四日以降においては潰亂状態となつてをり、我が軍は更に敵を求めて果敢な掃蕩戦を續行中である。

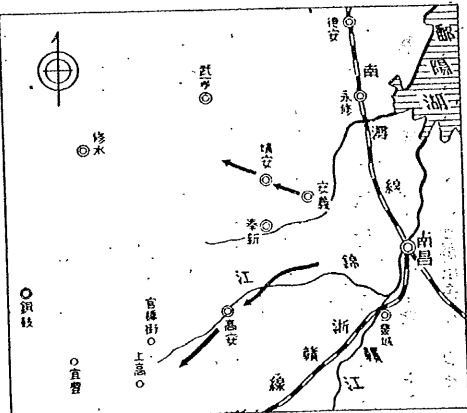
將陳誠麾下の第二十六軍がなほも執拗にその奪回を呼號宣傳して宜昌周邊の地區に大部隊を集め機を狙つてゐた。我が軍は機先を制して敵を撃滅するため、去る六日から宜昌對岸一帯の地區に互り、陸海空軍の密接な連繫の下に悪天候をついて行動を開始した。

すなはち立花、山本、鈴木等の諸部隊は、八日草伏山の堅壘を突破、十一日には峨々たる山嶽を攀ぢ、敵の左翼據點である平善を陥れ、また北村、得平、島田、工藤等の諸部隊は、宜昌西方の堅固なトーチカ陣地を突破、八日には敵の本據たる曹家山を奪取、引つゞきその西北方に戦果を擴張、十一日頃までには殆どこの方面の敵を撃破し、更に殘敵を掃蕩中である。

南昌方面

我が軍は、江西の野に蠢動する敵第九戰區羅卓英の指揮する第十九集團約十萬を撃滅すべく十五日作戦行動を開始した。

我が各部隊の猛攻撃によつて、敵は到るところに敗れ、



重要陣地を捨てて續々退却、我が軍は隨所にこれを捕捉殲滅、十五日奉新、十七日高安等の敵要衝を攻略し、更に猛烈な追撃を續け二十日には萊浦官橋、泗溪等で抵抗する敵第七十四軍を撃破、さらに二十一日には第十九集團軍の本據である上高に殺到した。また有力な我が迂回部隊は上高南方地區に進出し、敵主力を背後から包圍してその退路を完全に遮斷した。

一方、高安西北方に進撃した我が部隊は、二十一日上高鎮附近一帯の地區で、敵第七十軍を包圍撃滅中である。

支那方面海軍作戦の戦果 (二月中)

大本營海軍報道部

一、航空部隊

一月の作戦に引續いて我が航空部隊の二月作戦は、全支を通じてその出動數約六十五回、延機數は四百八十五機に及んでゐる。

攻撃目標は、敵の重要據點の撃滅と主要補給路の爆撃であつて、宜昌周邊の敵砲兵陣地、揚子江流域の敵據點、或ひは昆明附近の軍事施設の覆滅、滇緬路、浙贛路等の完全遮断に主力を集

た。
以下主要作戦の戦果について述べてみよう。

中支方面

二月三日 廣西、廣東兩方面から、重慶への補給要地である冷氏灘(湖南省零陵の北方)の敵軍用倉庫を爆撃、附近一帶を火の海と化した。また他の一隊は、浙贛線の要衝廣信(安徽省南部)にある敵軍用倉庫を攻撃して、二ヶ所を炎上させた。

五日 第三回廣信軍事據點の攻撃を敢行して大なる効果を収めた外、同地西方約十軒の敵第三戰區統監部の所在地である費村を爆撃して、その南方にあつた新築の大型火藥庫らしいものに直撃弾を浴びせたので、四方から火を吹き大爆發を起させた。

八日 揚子江大通(蘇湖安慶の間)對岸の陸軍部隊の作戦に協力し、鄱陽湖西岸地區の敵據點三十ヶ所を爆撃した。

二十二日 安慶周邊の敵據點、石門

街、高垣、漢口鎮等を連続爆撃して敵第百四十五師及び第百四十七師の主力に痛烈な打撃を加へこれを撃滅した。

南支方面

二月七日 効果橋の徹底的爆撃を企圖し、前後三回に亘つて連続大爆撃を加へ、江岸の兩橋脚を完膚なきまでに粉砕した。

九日 敵の熾烈な地上銃砲火を冒しつつ、昆明北方にある敵重要軍需工場二ヶ所を爆撃し、うち一ヶ所を炎上させ、更にビルマ援蔣路の惠通橋を攻撃、敵の展張した煙幕下の同吊橋に見事に命中弾を浴せた。

十二日 大舉して効果橋を急襲し、山頂からの敵防禦砲火を冒しつつ、爆撃、全彈殆んど橋梁及び橋脚を炎上し、

多數の命中弾によつて橋梁中央部約四分の一を吊索と共に水面附近まで垂下させて使用不可能にした。また昆明では、その西方山中の大倉庫を爆破炎上させた外、廣東南方西江江口三角地帯の古井墟等の敵據點を攻撃して多大の戦果を収めた。

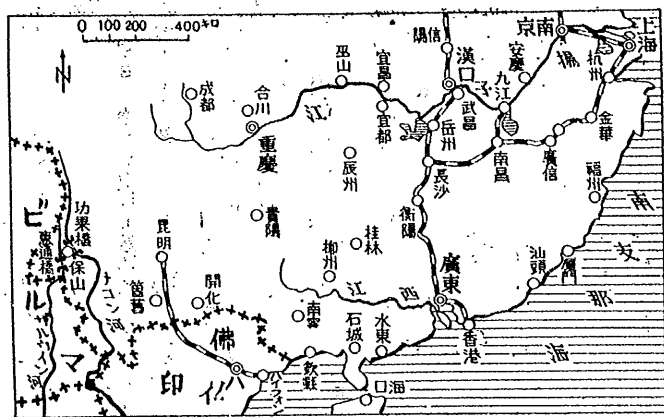
北支方面

七日 威海衛部隊に附近の遊匪が歸順し來り、大隊長以下四百三十三名で地方自衛團を編成した。また龍口(山東半島北端)周邊の警戒に従事中の艦艇の一部は、三山を掃蕩すると共に、

青島北方上王埠庄の敵據點及び夏莊區の敵兵器工場を急襲してこれを潰滅し「ボール」艦その他を鹵獲した。

中支方面

初旬 揚子江方面では、寶塔洲、太平寺、娘口廟、永安洲、下挾口、烏石下三山、江陰附近や北星洲、土橋、新港等の江岸の掃蕩、水路の清掃に従事



して、二十二箇の機雷を發見處分した。

が、さらに、二十日、大嶺山島の小氷

十六日 寶應北方涇河鎮、平橋鎮、五湖洞一帶を掃蕩し、平橋鎮では大刀隊に大打撃を與へ、大刀會旗一旗その他多数を鹵獲した。

二十八日 一部艦艇は陸戦隊を揚陸して七劣港を肅正したが、その際小學校を搜索して多数の抗日文書を發見したので、教員を引致取調べたところ、新四軍の脅迫によつて抗日教育を實施してゐたことが判明した。舟山列島は一昨年六月、海軍部隊の占領以來治安恢復して股賊を呈してゐたが、最近また大陸から潜入した遊撃隊匪賊等が蠢動を始めたので、わが中尾、宮田の兩海軍部隊は、一月上旬舟山島及び岱山島の掃蕩を行つた

以下二十五名の遊撃匪をそれ、歸順させ、何れも自治會を結成させた。また舟山島内の治安維持や開發のため、昨年来着手した縦貫道路構築工事は好成績で進行してゐる。

二十六日 叢島中最南端に位し、援蔣物資輸送の中繼據點と化しつゝある六横島と舟山島西方の金塘山島の徹底的掃蕩戦を敢行した。すなはち各部隊は、數ヶ所から一齊に敵前上陸し、三日間に互つて十餘隻の艦艇で全島を海面から包圍しながら果敢な掃蕩戦を展開し、更に急轉して金塘山島に三ヶ所から敵前上陸して徹底的掃蕩を行ひ、茲に舟山叢島の全面的肅正は成つたのである。なほ二月中の揚子江流域の機雷處分數は四十六箇である。

南支方面

十二日 陸軍部隊に協力して廣東三水上流盧苞に進入し、北江對岸の敵陣地を制壓した。

十三日 南日島附近で敵陣地及び密集部隊を銃砲撃してこれを粉碎、さらに敵兵滿載の軍用舟艇三隻を撃沈した。

海南島方面

三日陸戦隊は龍岩、仙章市、樂安その他各方面の敵を討伐掃蕩し、萬寧、嘉積、和合、那大、長坡等の要地を中心に全島至るところ敵を捕捉攻撃し、合計一千の遊撃匪に大打撃を與へた。二月中の綜合戦果の主なもの左の如し。

討伐回數二百十三、敵遺棄死體一

千十二、捕虜七十八、鹵獲品小銃百八十、その他彈藥手榴彈多數、歸順

遊撃隊長六隊員三十八、わが方の損害は極めて輕微であつた。

二月中の珠江流域の處分機雷數は十八箇である。

三、封鎖部隊

海上交通遮斷に従事するものが艦隊は、全支を通じて二月中封鎖線に侵入した約一萬三千隻のジャンクを臨檢し、軍需品を積載したもの約百五十隻を拿捕處分した。

四日 南支封鎖艦隊の一部は陸軍部隊を護衛してバイアス灣惠州東南海岸に進入、揚陸を援助し大いに陸軍作戰に協力した。

寫眞週報

- ×支那事變五年 各宮殿下軍務に御精勵進ばさる
- ×歩け運動に参加の橋田文相
- ×お米の切符制準備なる
- ×名古屋共同米所訪問
- ×前支那派遣軍總司令官 西尾謙次大將晴れの凱旋
- ×漫筆家そろつて傷病兵慰問
- 東京府下諸難野—
- ×中支の民衆に文化を贈る
- 巡回映畫班の活躍—
- ×「演鬼」に踊る北京喇嘛寺の年中行事
- ×イタリヤ軍の奮戦(海外通信)
- ×戦争と食糧(讀物)
- 空襲下の英國はどうしてゐる—
- ×國民學校開校
- 十團進のうちにも豊かな情報—
- ×國民政府成立して一年
- ×これだけは知つておかう
- 素人栽培のこつ(信會のページ)
- ×局員を泣かせる行先不明の郵便

神宮關係施設整備事業について

内務省

神宮關係施設整備の沿革

多年の懸案であつた伊勢の内宮及び外宮の宮域の内外に互る關係施設の整備事業も、法制並びに豫算の整備、内務省神宮關係施設造營所の設置により、いよいよその實現の第一歩を踏み出し、来る三月三十日を期して内務大臣その他關係各大臣、貴衆兩院議長、各廳關係官、三重縣及び宇治山田市等地元官民多數の參列の下に、盛大な起工祭が執り行はれることとなつたことは、時局柄邦家のため洵に慶賀の至りに堪へない。この際簡単に本事業の沿革内容等について解説し、一般の國民の理解と協力を得たいと思ふ。

思ふに神宮の宮域は尊嚴なる聖地である。舊記に徴すれば、五十鈴川以東の皇大神宮神域はもと人宅を造ることを許されず、また豊受大神宮の宮域附近も住居を禁ぜられてゐたのであるが、中世以後は世の亂れと共に何時しか人家が相接し、神域の尊嚴を損ふに至つたことはまことに恐懼に堪へないところである。よつて萬治年間(今より約二八〇年前)内宮交上のことがあつてより以來、數次に互り民家を撤廢し

て神域を擴げ、堤防を築き溝渠を穿つて宮域を保護し奉つたのであつたが、なほ五十鈴川以東の地に民家を留めたのは、まことに恐れ多いことであつた。宇治山田の有志は大いにこれを慨き、明治十九年相謀つて神苑會を組織し、有栖川宮殿下を總裁に仰ぎ奉り、長くも皇室の御下賜金、各官家の御寄附金並びに一般國民の寄附金により、宇治橋以内の地と外宮近接地との人家を撤去して、新たに神苑を開闢し、更に宮域林の擴張、徴古館、農業館等幾多の施設を行ひ、これらの總てを神宮に獻納して會を解散したのが明治四十四年

であつた。

大正元年に至つて更に神苑擴張の議が起り、神宮司廳から費用を支出して宇治橋外一部の民家を撤去して苑地を開闢したので、四圍の環境はほゞ現在の程度に復し、神域の尊嚴も漸く保持せられるに至つたのである。

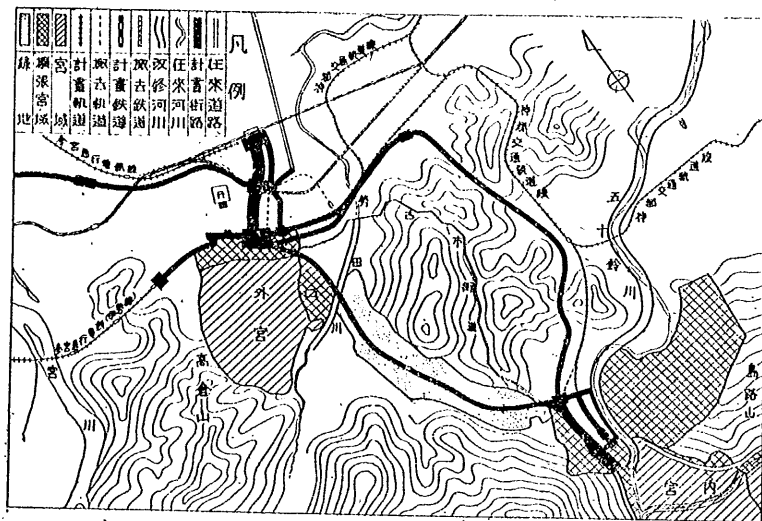
神宮關係施設調査會

その後大正十一年、特別の思召により、當時帝室御料林であつた宮域に連る神路山、島路山及び前山の森林地の一部五千五百餘町歩を神宮司廳に移管され、新たに宮域林に編入されることになつた。よつて神宮司廳では神地保護調査委員會を組織し、神宮森林經營のことを審議し、爾來神域並びに宮域林の維持及び宮域の擴張が一段の進歩をみたわけである。また國道一號線中、外宮前より内宮前に至る區間は幅

員狭く、交通上並びに景觀上放置し難いものがあつたので、明治四十年改修を計畫し、幅員八間の御幸道路を開闢し、更に昭和九年この舗裝を完成したのである。

一般の調査研究を進めた。超えて昭和十一年九月、勅令第二百九十五號を以て内務大臣を會長とし、關係各省官吏、神宮大宮司、貴衆兩院議員、學識經驗者、三重縣知事、宇治山田市市長等二十七名を委員とする神宮關係施設調査會を設置し、同年九月二十一日の第一回總會において、内務大臣は神宮關係施設の整備に關する具體的の方策について諮問を發した。そこで同調査會は特別委員を選定し、第一部特別委員會では宮域の擴張、建築物等の諸施設につき、第二部特別委員會では道路、河川、鐵道、軌道等の諸施設について調査研究し、慎重審議の結果、昭和十三年七月二十五日第四回總會で答申案を可決した。その答申の内容は大體次のやうなものであつた。

神宮關係施設整備事業要綱



神宮關係施設要綱

(概要)

- 一、内宮宮域に関する施設
 - (一) 宇治橋外宮域の擴張整備
 - (二) 五十鈴川右岸宮域の擴張整備
 - (三) 五十鈴川流域の整備
 - (四) 宮城内の民有地買収並びに貸下地回収
 - (五) 水源砂防工事
 - (六) 宇治橋附近改修工事
 - (七) 五十鈴川下流改修工事
- 二、外宮宮域に関する施設
 - (一) 外宮宮域前面の擴張整備
 - (二) 外宮宮域東側地域の擴張整備
 - (三) 建設物の整備其の他に關する事項
 - (一) 勅使館の新築
 - (二) 祭主官舎の移轉改築
 - (三) 神宮司廳の移轉改築
 - (四) 神宮文庫の擴充
 - (五) 神宮徴古館農業館の整備
 - (六) 修養施設に關する助成
 - (七) 神宮皇學館の擴充
 - (四) 鐵道軌道の整理に關する施設
 - (一) 省線山田驛の移轉
 - (二) 參宮急行電鐵終端驛の移轉
 - (三) 參宮急行伊勢線終端驛の移轉
 - (四) 東邦電氣軌道線路の移轉
 - (五) 道路に關する施設
 - (一) 山田驛より外宮に至る道路の新設

(二) 山田町地内軌道移設道路の新設

- (一) 國道一號の改修
- (二) 御幸道路の整備
- (三) 内宮參道の整備
- (四) 新國道の建設
- (五) 兩宮連絡道路の新設
 - (イ) 道路の新設
 - (ロ) 沿道緑地の設定
- (六) 府縣道宇治山田波切線及宇治山田五ヶ所線の整理
- (七) その他の道路の整備
 - (イ) 五十鈴川左岸道路の新設
 - (ロ) 宇治町地内軌道移設道路の新設
 - (ハ) 浦川橋筋道路の整備
 - (ニ) 月夜見官前廣場の新設
 - (ホ) 參宮急行伊勢線終端驛道路の新設
 - (ヘ) 神社港線と外宮參道との連絡道路の新設

六、上下水道に關する施設

- (一) 外宮關係防火施設
- (二) 離宮御豫定地の給水施設
- (三) 宇治町下水幹線の敷設
- (四) 外宮前面における暗渠の移設

整備事業の實施

政府では右の答申案を基礎として具體的に調査研究を進めた結果、神宮式年御遷宮に當る昭和二十四年までに、その主要部分を是非とも完成させる目的で、第一期事業として昭和十五年度から昭和二十四年度に至る十ヶ年繼續、總額一千八百三十八萬一千圓の事業を實施することとなり、既にその豫算は昨年第七十五回帝國議會の協賛を経、またこの事業實施を容易にするため神宮關係特別都市計畫法も本年一月一日から施行された。また神宮皇學

館の大舉昇格は昭和十五年度から既に實現を見、省線山田驛の移轉は第二期事業と併行して鐵道省において實施することとなつてゐる。

なほ以上述べた施設要綱の中、第一期事業に包含されない部分は第二期事業として總額約一千八百八十八萬圓を以て執行すべく豫想されてゐる。

以上のやうに本事業は極めて國家的に重要な大規模な事業であるから、その實施には内務大臣自らこれに當ることとなり、そのため内務省では昨年十二月二十一日、宇治山田市に神宮關係施設造營所を設置し、既に所長以下職員の任命を終つた。

かくて萬端の準備全く成り、いよいよ起工祭の日を迎へることとなつたのである。



第三回労務動態 調査に際して

厚生省

調査の意義

労務動態調査は、わが國の勞務の状況を調査していろ／＼な勞務對策の基礎となる資料を得るために行はれるのであるが、その第三回の調査が三月三十一日現在で實施される。この調査は毎年二回、三月三十一日、九月三十日現在で行はれるもの

である。以下その調査について大體述べてみよう。

現在、わが國の産業は高度國防國家の建設に向つて、編成において、また組織において、著るしくその動向を更へつゝあり、これに對應していろ／＼な勞務の對策を立てるには、まづこの勞務の現實の動態を究明する必要があるのはいふまでもない。勞務動態調査は、實にこの趣旨

に基づいて、行はれてゐるのである。では、この調査はどんな方法で行はれてゐるか、それについて説明することにしよう。

人を雇つてゐる者は誰でも、勞務者の状況について報告する義務があり、調査期日数日前に勞務動態調査員が、この報告義務者に正、副二通の勞務動態調査票用紙を配付するのである。配付洩れのあつた場合は市(區)町村役場に請求することになつてゐる。報告義務者は調査票用紙の裏面に記載してある注意をよく讀んで、ありのままを正直に記入するのである。調査員は再び巡回して調査票を集める。集められた調査票は市

(區)町村を経て、所轄の國民職業指導所に送られ、國民職業指導所では定められた方法で分類の上、正票は道府廳に送られて集計される。

このやうな方法で調査が行はれるのであつて、この調査が十分にその目的を達するためには、調査の正確、迅速といふことが期せられなければならない。そのためには、この調査の關係者は勿論、報告義務者である雇主各位が、この調査の趣旨をよく理解し、正確に勞務の状況を報告することが最も重要である。

報告の注意

次に、勞務動態調査の報告に際し

て特に注意しなければならない二、三の點に觸れてみたい。

先づ報告義務者についてであるが、勞務動態調査規則によれば、報告義務者は、常時勞務者を雇備する者、すなはち雇主である。常時勞務者を雇備する者とは勞務者を雇備する常況にある者であつて、この調査では、調査期日現在、すなはち第三回の調査では、三月三十一日現在において勞務者を雇備してゐて、その雇備の期間が引続き三ヶ月以上にわたる者、または調査期日現在において勞務者を雇備してゐなくて、調査期日を基準として過去六ヶ月間に引続き三ヶ月以上勞務者を雇備した者は報告する義務がある

ことになつてゐる。常時勞務者を雇備してゐないものが、調査期日の當日たまたま、一時的に勞務者を雇備してゐても報告の義務はないのである。

従つて、工場、事業場等に入夫を供給してゐる者、看護婦、派出婦等を病院、家庭等に供給してゐる者も、その者と勞務者と雇備關係があるときは報告義務者となるのである。雇主が自ら勞務者を使用してゐる場所を管理してゐない場合は、事實上これを管理してゐる者が報告することになるのであつて、工場、礦山等では工場長、礦業所長が報告義務者となり、工場長、礦業所長等がない場合は、事實上その工場、事業

場を管理してゐる者が報告しなければならぬ。また、商店ではその商店主、私立の學校ではその學校長、會社、銀行等の支店では支店長が報告義務者となるのである。

市町村も報告義務があるのであつて、雇傭關係にある囑託、雇傭人は勿論、市町村吏員についても報告しなければならぬ。

國または道府縣は報告する必要はない。すなはち、國または道府縣直轄の工場、事業場、學校、病院、事務所等は別箇に本調査に準じて調査することになつてゐる。

第二に報告の對象となるべき勞務者については、この調査で勞務者とは、すべての被傭者をいひ、

肉體的勞務に従事する者は勿論、精神的勞務に従事してゐる者も含まれるのである。すなはち、多數の事務員、技術者、工員、鑛夫、人夫等を雇傭してゐる工場や鑛山は勿論、商店はその店員、配達夫等について、私立の學校はその教員、事務員、小使、給仕等について、一般家庭においても書生、家事婦等を雇傭してゐれば、それ等の者について報告しなければならない。しかし、勞務者のうち、報告を要しないものがあるから注意しなければならない。

第三に、調査される事項は左の八事項である。

- 一 事業の種類または雇傭主の職業
 - 二 就業場所所在地
 - 三 就業場の名稱及び代表者氏名または雇傭主氏名
 - 四 現在雇傭人員（勞務者の職業種別、性別、年齢區分別）
 - 五 現在雇傭人員のうち三ヶ月以上にわたり勞務に従事しない者
 - 六 過去六ヶ月間に雇入れた日傭勞務者延人員（性別）
 - 七 過去六ヶ月間の雇入、解雇人員（勞務者の職業種別、性別、年齢區分別）
 - 八 過去六ヶ月間に雇入れた勞務者の前職（前職の有無別、職業種別、性別）
- 右のうち、過去六ヶ月間に雇入れ

た勞務者の前職についての調査は、これにより、各産業間の勞務の移動の既況を知らうとするものであるが、とかく記入上誤解を生じ易いので、やゝ詳細に説明しよう。

すなはち、調査期日を基準として過去六ヶ月間に雇入れた勞務者のうち、日傭勞務者を除いて、事務従事者、技術職員及び一般勞務者のすべてについて前職に関する調査をするのである。こゝで、前職ある者とは、現在の就業の場所に雇入れられる前に、引き続き一ヶ月以上、自營であるか他人に雇傭されてゐたことを問はず、同一職業に従事してゐる者に限定されてゐるのである。その職業が二つ以上ある場合、すなはち一

ヶ月以上の期間づゝ二つ以上の職業についてゐる場合は最後の職業による。前職のない者とは、現在就業の場所ので新規に職業についた者、職業について経験はあるが過去一ヶ年間全然職業につかなかつた者、または引き続き一ヶ月以上同上職業に従事しなかつた者等をいふのであつて、これ等の者については、現在の場所に雇入れられた當時の世帯主の職業別によつて報告することになつてゐる。

この前職の職業種別は、雇入れられた勞務者個々の前職、またはその世帯主の職業により、事務従事者、技術職員、工業、鑛業、商業、運輸通

信業、家事使用人、農業、水産業、その他の職業、無業及び不明の十一種に區分される。従つて、雇傭されてゐた事業體の産業分類によらないで、勞務者が従事してゐた職業の分類によるのであるから、例へば、工作機械販賣店に雇傭されてゐた旋盤工は前職の分類では、前雇傭者の商業でなく、勞務者の職業の分類、工業になるのである。

このやうに、注意しなければならぬ事項が多いので、分らないところは調査員等に問合はせ、あくまで正確を期し、以て本調査實施の趣旨を生かすやう十分の協力を願ひたす。

米國の武器貸與法をめぐる

武器貸與法遂に成立

かねて注視の的となつてゐた米國の武器貸與法案は、幾多の反響を蒙りつゝ、去る三月八日に上院を通過し、形式的にその上院修正案が下院へ回附され、三月十一日の下院において三百十七票對七十一票の壓倒的多數を以て上院の修正通り承認され、同日夕刻ルーズヴェルト大統領の署名を得て、こゝに新法令として成立した。

ルーズヴェルト大統領は、矢次早に翌十二日の議會に特別豫算教書を送り、反稱輻國家群たる英國・ギリシャ及び蔣政権の援助費用として、向ふ二ヶ年間總額七十億弗(邦貨換算約二百九十八億圓)に對する支出の要請を行つた。なほ、この七十億弗中には、大統領が現保有品の内から自由に且つ即時に處分出來る武器十三億弗も含まれてゐたが、同一

費用の特別豫算で七十億弗といふ數字は、まさに米國豫算上未會有のものと言はれたのである。かくて七十億弗の武器貸與豫算案は、十五日下院の特別豫算分科會で可決され、ついで下院本會議の通過となり、米當局はその三分の二を増税によつて賄ひ残りの三分の一を借入金とし、對英援助に止まらず對希對蔣援助の進捗に全力を注ぐことになり、こゝに米國は大西・太平の兩洋を通じていよいよ參戰に一步前進するに至つた。

成立までのいきさつ

これよりさき、去る一月十五日から開催された武器貸與法案審議の下院外交委員會は、同月三十日、貸與限度を二十億弗に削減しようとする修正案を初め六修正案を否決した後、四修正案(同法の存続期限を一九四三年六月三十日限り

とし、護送船團に米艦艇の使用不許可、陸海軍首腦部の諮問を受けざる對英援助軍需資材の處分を禁止す、右處分は議會に對して報告を要す)を附してこれを可決し、下院本會議に回付した。その表決の結果について、ブルーム委員長は言明を避けたが、他の委員の漏らすところによると、十八票對七票の多數で遂に採擇となつたと傳へられたのである。

ついで二月八日に至り、下院本會議は二百六十票對百六十五票を以て武器貸與法案を可決したが、その表決内譯は、賛成二百六十票の内、民主黨二百三十六票、共和黨十四票で、反對百六十五票の内、民主黨二十五票、共和黨百三十五票、その他五票と發表された。

かくて二十日餘に亘つた下院の法案審議で反對派が意外に氣勢を擧げたことは事實であつたが、結局それは表面的なものに止まり、票決の數のみでも、政府當局の意に反して不賛成投票を行つた民主黨議員は僅か二十五名にすぎず、むしろ賛成投票を行つた共和黨議員が二十四名に上つたことの方が注目されたのである。また、下院を通過した法案には、五つの修正條項が附せられたが、この内の四項は政府側と諒解の上で外交委員會を通過した修正案であ

り、その内容も大統領の権限を實質的には殆ど制限してゐない性質のものである。他の一項の「上下兩院は多數決を以て大統領の権限を制限し得る」との修正案は、共和黨の提出によるもので、共和黨側の議會戰術が效を奏して幸うじて可決されたのであるが、これとても政府與黨の民主黨が上下兩院で絶對多數を占めてゐる現状から推して、餘程の情勢變化がない限り物をいふやうなことはあるまいとみられたのである。

法案の修正條項

なほ、前述の通り下院を通過した武器貸與法案修正條項を要約すれば、次のやうになる。

- 一、外國政府に貸與さるべき現有兵器は十三億弗に制限する。
- 一、大統領は一九四三年六月三十日以後に本法により賦與された権限を行使することを得ず。
- 一、議會は本法案に關する大統領の権限を議會の決議により大統領の署名を要せずして撤回し得る。
- 一、本法案を以て海軍艦艇を護送のため使用すること、

又は中立法の規定に反して米國船舶を戦闘區域に入らしめる権限を大統領に賦與したものと解するを得ず。

一、大統領は軍需品を貸與するに先立ち陸海軍首腦と協議すると同時に、本法案に基づく武器貸與状況を三ヶ月毎に議會へ報告することを要す。

一方、上院外交委員會においても、武器貸與法案の審議を一月末から行つてゐたが、二月十三日に至り、十五票對八票の多數を以て可決し、直ちに上院本會議へ回附した。かくて上院本會議は十七日から正式審議を開始し、三月八日、遂に六十票對三十一票の差を以て可決採擇したのである。なほ、可決に先立ち政府派は多數黨の威力を以て反對派提出の修正案を次々と擧げ去つたが、否決された修正案の主なものを挙げれば、民主黨議員ウォルシュ氏提出の「米國軍艦及び航空機を如何なる外國にも譲渡することを禁ず」同じく民主黨議員クラーク氏提出の「我々は外國との戦争に介入せず、また外國の領土において戦ふために我が陸海空軍を派遣せずとの民主黨の綱領を同法案中に明記すべし」等であつた。

そして、上院はこれらを否決した上、技術的問題に關す

る二つの修正條項を採擇したのであるが、賛成投票六十票の内、民主黨四十九票、共和黨十票、無所属一票で、反對投票三十一票の内、民主黨十三票、共和黨十七票、進歩黨一票とされた。

上院本會議で通過した主な修正點を挙げれば次の通り。

- 一、本法は上下兩院の多數決により何時でも廢棄し得る。
- 一、本法は一九四三年六月三十日を以て失効する。
- 一、本法に基づく契約は一九四三年六月三十日を以て失効する。
- 一、陸海軍の現有武器及び豫算を得たものに對し十三億弗を限り、議會の承認を経ずして外國に貸與し得る、それ以上は議會の承認を必要とする。
- 一、大統領は九十日毎に本法の實施に關し議會に報告を提出する。
- 一、本法は陸海軍の使用に關する現行法規を改廢するものではない。

武器貸與法の内容

かくして、上院を通過した武器貸與法案は再び下院へ回

附され、三月十一日、下院が上院の修正條項承認と共にルーズヴェルト大統領の署名を得て、こゝに公布實施されたのである。武器貸與法の成立により、大統領は援英に必要な廣汎に互る権限を附與されることになつたが、同法の内容を要約すれば、次の通りである。

- 一、大統領は米國の防衛上緊要と認める凡ゆる外國のため、倉庫品を含む兵器廠並びに民間會社の「一切の國防器材」を獲得し得る。但し、大統領は先づ豫算及び契約に關し議會の協賛を経ねばならない。
- 一、大統領はこれら諸國に對し、國防器材を譲渡・賣却・貸與その他の方法で供與し得る。但し、この場合、大統領は既存の各種裝備の處理に關しては陸海軍の首腦と協議しなければならぬ。
- 一、大統領は既に完成され又は議會が豫算協賛すみの裝備については、十三億弗以上他國へ供與し得ない。
- 一、大統領は諸外國が援助を受くべき條件を決定し得る。但しこのための諸契約に當てられる豫算は、すべて一九四三年七月一日以後に互ることは出来ない。
- 一、大統領は他國に供與せんと欲する國防器材を輸出せ

しむることを得。但し、交戰國に對する輸送に當り、米國海軍をして護送せしめる権限を大統領に附與すべしと解釋さるべき何等の條項なし。

- 一、大統領は供給さるべき如何なる國防器材に屬する如何なる軍機をも被援助政府に供與し得る。但し米市民の特許權は嚴に保護さるべく、特許權使用料は支拂はるべきものとす。
 - 一、大統領は米國港灣又は工場において交戰國艦艇その他戰闘用器具の修理を許可し得る。但しかかる作業の限度は議會が承認せる豫算乃至は権限を超過し得ず。
- 以上の通り、今回遂に成立した武器貸與法は、若し英國が敗北すれば米國の國防も危殆に瀕するから、米國が參戦しない範圍で凡ゆる有效な手段を講ぜねばならぬといふ建前のもとに、その盟英援助方法をその内容に盛り込んだものである。

各國への反響

去る第一次大戦當時も、米國は參戰する以前から大規模な軍需品製造に乗り出し、これを英國側へ供給したが、今次

の軍需品供給のそれは遙かに異なるものであつた。即ち、前大戦においては米國の資本家が個人的に英國政府と武器供給の契約を行つたもので、勢ひ資本家の利益本位がその基礎となつてゐたが、今次の武器貸與法に基づく援英行爲は米國政府と英國政府との間の契約であり、米政府はその官營工場に命じて軍需品を製造せしめるほかに、民間の工場へも大量の注文を發し政府がそれらを買上げることになる。なほ、米政府がそのやうな方法を探つたかといへば、第一に援英と米國國防とを不可分の關係に置いたからであり、援英即米國防である以上米陸海軍總司令官である大統領領がかかる法案の成立を圖つたことは當然とされてゐる。米國の武器貸與法の成立は、英國では豫期してゐたものの絶大な反響を捲起したと傳へられるが、英首相は十二日の下院において、同法案の成立施行に對し英國及び他の民主主義國を代表し、米國に深甚の感謝を捧げると共に、米國はこの歴史的法案の採擇により新憲法を規定し、また他の自由を愛する國民に義務遂行の範を垂れたものであると強調した。

ドイツ外務當局は、次の通りドイツの立場を闡明した。「米國の武器貸與法の成立は我々にとつて何等驚くべきことではなく、米國の對英援助は既定の事實で、それが單に法律の形式をとるに至つたにすぎない。法律の眞目的は戦争を長期化すると共に、米國が英國の遺産を相續せんとするにあるが、これは明らかにモンロー主義の逸脱であり、國際法の重大侵害である。しかしながら、これが果して實際にどれだけの効果を擧げるかについては疑問で、從來とても英國の欲するだけの數量の援助は絶対に得られなかつたが、今後とても得られないのは勿論である。ドイツは、来るべき春季大攻勢によつて、米國の對英援助を完全に遮断し得る自信がある。」云々。次に、ソ聯海軍の機關紙は、米國の武器貸與法成立に關聯して、次のやうに述べた。「歐洲戦争は、今や英米對ドイツの資本と機械工業との戦争の相狀を呈してゐる。即ち、武器製造の速度・量質の競争となつてゐるのである。而して、米國の武器貸與法は、米國の武器貸與法の發效に際して考へられることは、ドイツとして、米國の對英援助が實效を表はす以前によく英國を打倒する自信があるか、或ひは、米國の對英援助が、ドイツをして日本と共に研究せねばならぬやうな問題を惹起せしめるか、どうか、といふことであらう。」云々。かくて、武器貸與法の成立後、僅か四分間にして早くも大統領の決裁を受けて、米陸海軍當局はかねて手配中の英國及びギリシヤ兩國に對する援助武器軍需品の發送命令を下した。

與法成立は、武器の規格統一への方向を示すものである。なほ、スイスの一新聞紙も、武器貸與法について、次の要旨の論説を掲載した。「米艦隊が、大西洋の或る地點まで商船を護送し、そこから英艦隊が護送を受けつぐといふやうな方法の採用により、英海軍の負擔を可成りに軽減することが出来よう。右の、或る地點を、ドイツの航空機及び潜水艦艇の活動圏外とすれば、米國は有効に英國を援助すると共に、ドイツと直接戦争する危険をも避けるといふ一石二鳥の目的を達するものである。獨伊が對米宣戦に何の利益もないと思はれるが、米國としても以上のやうな態度をつゞけることが米國自身に利益なのも極めて明白な事實である。なほ、日本が米大陸の安全を攪亂するとも考へられぬと共に、米國も目下のところ、その對英援助能力の相當部分を割愛してまで西南太平洋方面に行動を起すやうなことは出来なであらう。」

従つて、米國の武器貸與法の發效に際して考へられることは、ドイツとして、米國の對英援助が實效を表はす以前によく英國を打倒する自信があるか、或ひは、米國の對英援助が、ドイツをして日本と共に研究せねばならぬやうな問題を惹起せしめるか、どうか、といふことであらう。云々。かくて、武器貸與法の成立後、僅か四分間にして早くも大統領の決裁を受けて、米陸海軍當局はかねて手配中の英國及びギリシヤ兩國に對する援助武器軍需品の發送命令を下した。一方、ルーズヴェルト大統領は貸與法の實施に伴ふ七十億弗の現金支出を要求する教書をレイバイン下院議長へ送つたが、同教書にはミス財務省豫算局長の製作にかゝる次のやうな内容説明書が添附されてゐた。一、航空機及び發動機豫備部品を含む航空機用機材、二十億五千四百萬弗。一、兵器及び被甲彈藥を含む兵器機材、十三億四千三百萬弗。



露光量違いにより重複撮影

昭和十六年版 愈々出来！ 同盟時事年鑑

全編各巻店及本社支店局で販売します。
品切の際は直轄本社へ御注文願ひます。
四六倍判 八百四十頁
定 價 一 部 三 圓
送 料 (郵費) 内地内三任課
外 地 六 任 課

理想年鑑・經濟年鑑
凡ゆる年鑑の標準版

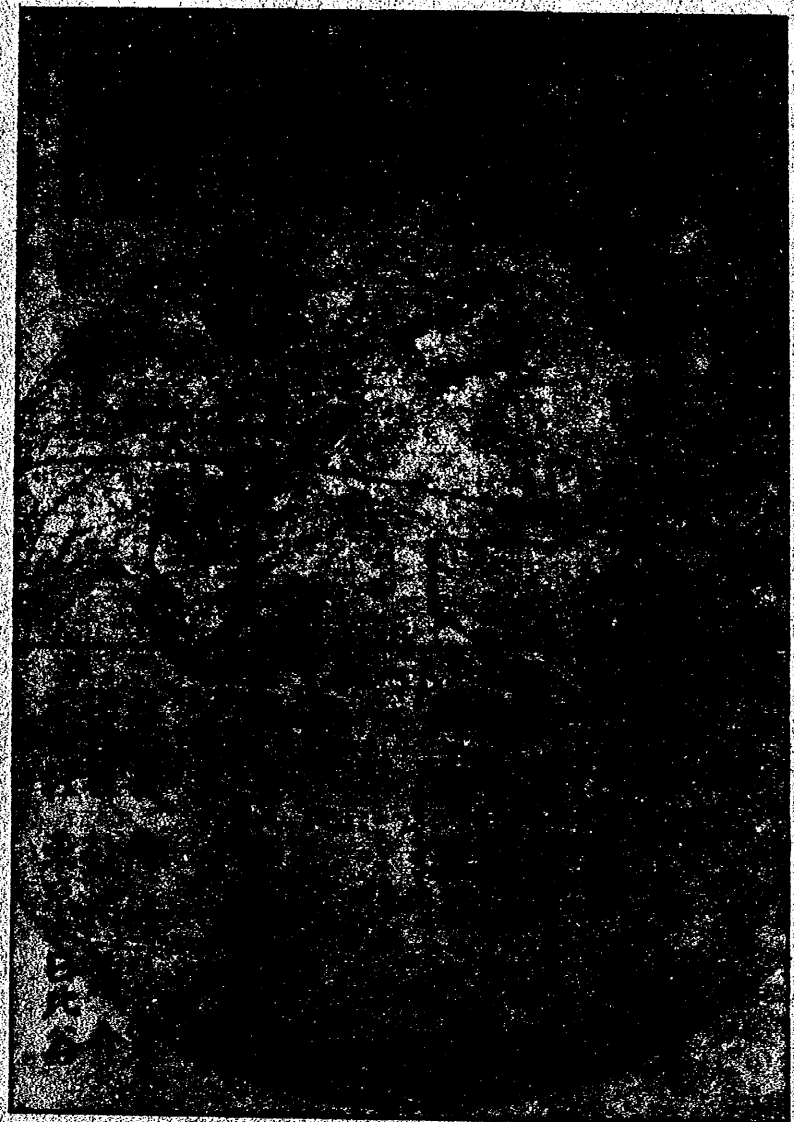
二十年の傳統と權威ある内容に輝く「時事年鑑」が本社に繼承發行されてより既に四歳、今や我國唯一の大通信網と完備せる機構によつて最も理想的な年鑑たる威容を整へるに至つた。昨昭和十五年版より同盟時事年鑑の新名稱を以て江湖に見ゆるに至つたのは實に内容の新鮮完璧を記念しての故であり、群小年鑑の上にも燦然と光を放つ標準決定版を贈り得る自信を披瀝したものである。どの頁を開いても資料の豊富、統計の正確、取材の斬新、編輯の懇切を期し、いはゆる年鑑たるのみならず一大百科全書として萬戸必備の寶典たることを主眼とした。各位の御申込を待つ所以である。

☆即刻御申込下さい

- △△△緊要諸知識は悉く本書一冊に！
- △△△十人の顧問・百人の助手より本書一冊を！
- △△△如何なる疑問も直ちに氷解する年鑑！
- △△△年鑑中の王座を誇る最大の綜合大年鑑！

★菊池 寛著
二千六百年史抄

「週報」連載・好評噴々々！
百版突破！大増刷出来！
徹底的普及版卅五銭(送料)



東京市西橋區目 同盟通信社 法人
電話 三三三三 三三三三
東京市西橋區目 同盟通信社 法人
電話 〇〇五八 東京市西橋區目

昭和十一年十月一日第一種郵便物認可
昭和十六年三月二十六日發行
(毎週一回水曜日付)

ベークライトは登録商標



「ベークライト」は本社が所有する登録商標にして、石炭酸樹脂製品に冠せられた普通名稱ではありません。現在「ベークライト」なる登録商標の下に下記を製造販賣して居ります。

積層品(板、棒、管)
成型用粉末、成型品各種
ワニス、塗料用レジ
静音歯車その他
(説明書送呈)

日本ベークライト株式会社
東京市赤坂區南港町
關西船場店 大阪東區船場町三丁目

内閣印刷局印刷發行

(判LA51格規定國はさき大の書本)